

回 覧

11月は児童虐待防止月間 「子どもの虐待防止」について、みんなで考えよう!

「子ども虐待」という言葉を、テレビや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが、虐待は私たちの身近で起こっている行為です。虐待による死亡事例も報道されています。また、死亡に至らなくても心や体に傷を負っている子どもたちもいます。児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。

【 児童虐待とは…? 】

- 身体的虐待 → なぐる、ける、たたく、家の外にしめだす など
- 性的虐待 → 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性的な写真を撮る など
- ネグレクト → 食事をあたえない、ひどく不潔なままにする、自動車等に放置する など
- 心理的虐待 → 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に暴力をふるう など

【 主な虐待者は…? 】

ちょっと古い資料(H25年度 厚生省)ですが、虐待者でもっとも多いのは実母で全体の54.3%を占めており、平成11年度の6倍となっています。次に実父の31.9%で、実父母からの虐待が全体の9割近くになっています。

実は、虐待する側の人も様々な要因で、悩んだり苦しんだりしている場合が大半です。



地域で子育て家族を見守りましょう!

毎日の子育て生活の中では、思いどおりにならないこともたくさんあります。焦りやいらだちから手をあげてしまい、後悔している人もいます。不安や悩みを抱えていても、誰にも相談できない家族もいます。周囲のちょっとした声かけで救えるかもしれません。子育て家族が安心して暮らしていくために、地域ぐるみで応援しましょう。



子育てに困ったり虐待を心配される場合は 次の連絡先にお電話を!

☎ 189 (いちはやく)
【児童相談所全国共通3桁ダイヤル】

子ども・家庭電話相談室 086-235-4157
里庄町健康福祉課 0865-64-7211